

平成15年8月21日
農林水産省

WTO農業交渉における今後の対応方針

カンクン閣僚会議に向け、米・EU共同ペーパーの提出など、農業交渉の枠組みの議論が大詰めを迎えているなか、我が国は、あらゆる機会をとらえ、市場アクセス、国内支持、輸出規律の三分野間のバランスを強く求めるとともに、我が国提案の基本的考え方である「多様な農業の共存」が可能となるような貿易ルールの確立を追求していくものとする。

すなわち、

- 1 ドーハ閣僚宣言においては、「加盟国から提出された交渉提案に反映された非貿易的関心事項に留意し、非貿易的関心事項が農業協定で規定されているとおり交渉において考慮されることを確認する」とされているにもかかわらず、米・EU共同ペーパーにおいては、「非貿易的関心事項に考慮されるべきことを認識する」と記述されるにとどまっており、ドーハ閣僚宣言より後退したもので不十分である。

国土の保全など農業の有する多面的機能への適切な配慮を求める我が国提案を含め、ドーハ閣僚宣言にある非貿易的関心事項の規定が適切に反映されるべきである。

- 2 市場アクセス、国内支持、輸出規律の三分野間のバランスについて、食料輸入国の立場からすれば、米・EU共同ペーパーでは、関税の上限が設定されていること、重要品目についての市場アクセス改善として関税割当の拡大が含まれていることなど、輸入国が受け入れることが困難な枠組みが規定されている。一方、国内支持や輸出競争の分野においては米・EUともに対応可能なものとなっており、共同ペーパーは、輸出入国間の権利義務のバランス、三分野間のバランスが偏ったものとなっている。

市場アクセス分野においてこのような厳しい規律が要求されている状況を踏まえ、我が国の農政改革の継続性の担保を念頭に置いた国内支持の削減やすべての形態の輸出補助の規律強化などにつき、より強い主張を行う必要がある。

- 3 これらの国内支持、輸出競争の分野で、我が国として米・EU共同ペーパーの枠組みを是認するためには、国内支持や輸出競争と同様に、市場アクセスにおいて、以下のような現実的な規定とされることが必要である。

- (1) 全ての関税に対して一定の上限を設ける考え方は問題であり、関税の上限設定は導入されるべきではない。
- (2) 重要品目に対して、関税割当の拡大を義務づける考え方は問題であり、重要品目に関する関税割当の拡大は導入されるべきではない。

(問合せ先)

大臣官房国際部国際経済課 遠藤、内田

03-3502-8111(代表) 6651(遠藤)、6654(内田)

03-3502-0897(直通)